牛の肉かす等の肥料利用に向けた省令等の改正について

改正の背景

- 牛の肉骨粉等は、我が国でのBSEの発生に伴い、平成13年10月以降その製造及び出荷を停止し、焼却処分。
- その後、食品安全委員会に肉骨粉の肥料利用についての評価を諮問し、牛の飼料への誤用・流用を防止する措置が採られることを前提とすれば問題ない旨の答申を平成25年４月に受け、肉骨粉について、平成26年１月に管理措置を義務付けた上で、肥料利用を再開。

肉かす等についても、牛の飼料への誤用・流用を防止する管理措置を義務付けた上で、肥料利用を再開

主な改正事項

- **指定配合肥料の見直し【肥料取締法施行規則の一部改正】**
  指定配合肥料（注）の原料から、管理措置を行わない肉かす等を除外。（注：登録肥料のみを配合した肥料。）
- **牛への誤用・流用の防止のための管理措置を改正【告示制定】**
  炭化、灰化及び蒸製等を管理措置に追加。
- **肥料登録等要件の見直し【公定規格及び特殊肥料の指定告示改正】**
  牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置を義務付ける。
- **保証票への表示事項の見直し【保証票の告示改正】**
  摂取防止材の使用量について、二次肥料は記載の省略可能。
- **肥料容器への表示事項の見直し【表示事項の告示改正】**
  家畜等への給与や牧草地等への施用を禁止する旨を義務付け。
- **生産工程の概要の記載【生産工程の概要告示改正】**
  蒸製てい角粉、蒸製毛粉及び蒸製皮革粉について、生産工程の概要の記載を義務付け。
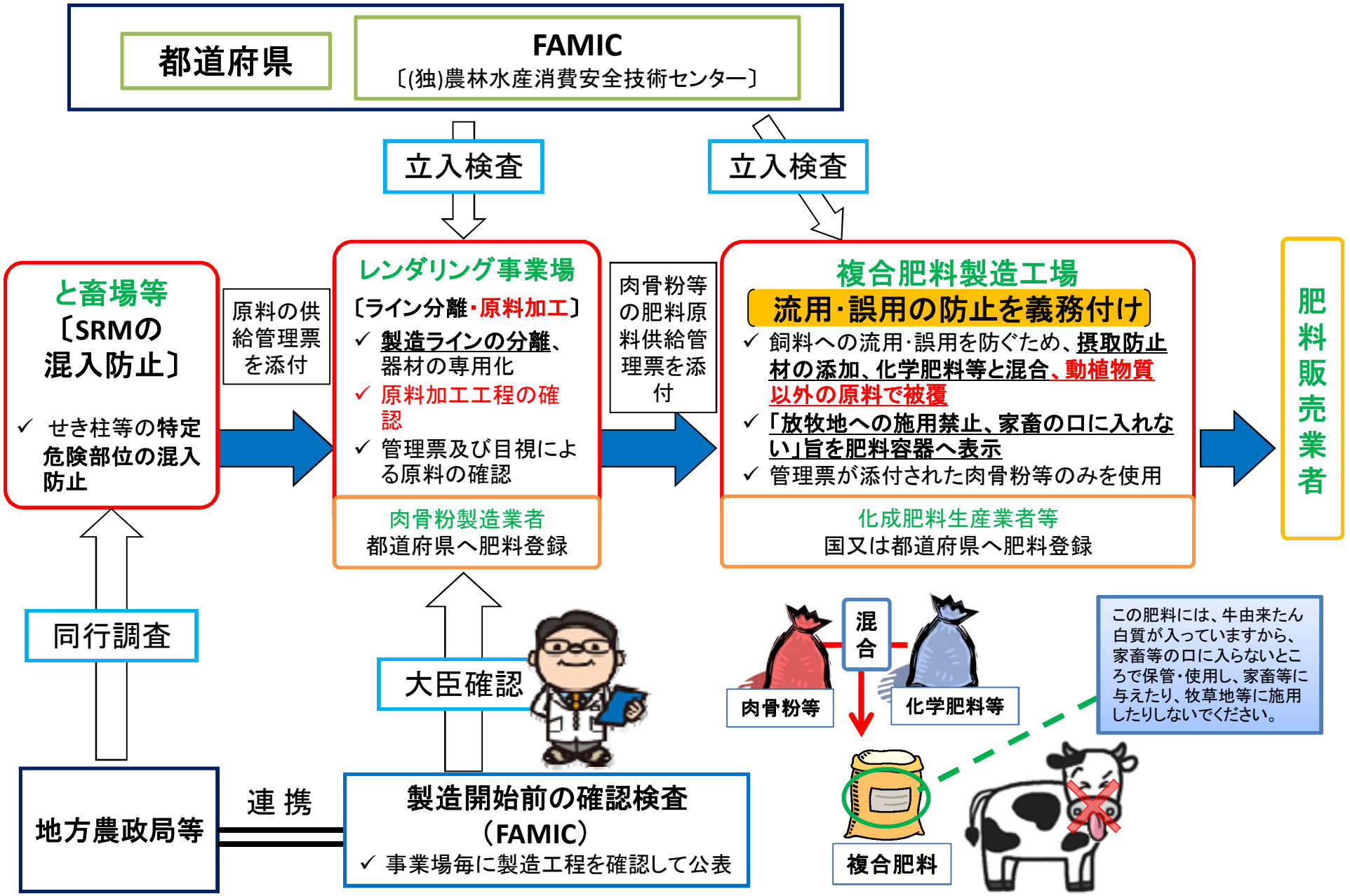
牛肉骨粉等の肥料利用に当たって導入する管理措置